

北陸新幹線車窓からの眺望景観の保全

新幹線車窓からの眺望保全措置を3段階できめ細かく講じる

① 県内の新幹線沿線全区間

⇒沿線両側 **100m**の**屋外広告物**を規制(高さ、色彩等)

② 透明板設置区間など良好な眺望景観が楽しめる区間

⇒沿線両側 **500m**の**屋外広告物**を規制(高さ、色彩等)

③ 特に良好な白山眺望が楽しめる区間

⇒小松市木場瀧から加賀市分校町までの区間の
「新幹線車窓」を新たに視点場に追加し、
建築物等の色彩・高さを規制



: 今回追加する
保全措置の範囲

